

北上市告示乙第127号

北上市地域農業経営基盤強化促進計画を変更したため、変更後の北上市地域農業経営基盤強化促進計画を、農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月25日

北上市長 八重樫 浩文

北上市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の計画書

別紙のとおり

北上市地域農業経営基盤強化促進計画は、北上市役所本庁舎（北上市芳町1番1号）内の農林部農業振興課において縦覧に供する。